

新型コロナウイルス感染症への対応について(第49報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

1. 報告事項

- (1) 「三田市非常事態宣言」の解除にかかる市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 市立学校園の再開について **別紙2**のとおり
(学校教育部学校教育課他)
- (3) 市内認可保育所等の対応について **別紙3**のとおり
(子ども・未来部子育て応援室保育振興課)
- (4) 市内公共施設の利用再開について **別紙4**のとおり
(地域創生部市民協働室協働推進課他)
- (5) 千丈寺湖周辺公園の駐車場の閉鎖及びバーベキュー利用禁止の解除について
(まちの再生部地域整備室公園みどり課) **別紙5**のとおり
- (6) 市役所出勤者の分散出勤の解除等について **別紙6**のとおり
(経営管理部行政管理室人事課)

別紙 1

三田市非常事態宣言の解除にかかる市長メッセージ ～新たな日常へ コロナに負けない三田を～

この度、兵庫県への緊急事態宣言の解除を踏まえ、「三田市非常事態宣言」を解除させていただきました。

現在の感染者の状況から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に一定の歯止めができたものと考えています。この間、市民や事業者の皆さまの外出自粛や休業等のご協力や、医療従事者をはじめ、さまざまな立場で社会基盤を支えている皆さまにご尽力いただいたことに深く感謝申し上げます。

解除に伴い、これまで感染の拡大防止を図るために実施してきました取り組みを段階的に緩和していきます。具体的には、小・中学校等は6月1日から分散登校による授業を再開します。また、休園中の幼稚園についても、同様に6月1日から段階的に保育を再開します。なお、認可保育所等については、特別保育期間を5月23日で終了しますが、引き続き自宅での保育が可能な方については、登園の自粛をお願いしてまいります。

さらに、公共施設については、屋外スポーツ施設の利用を5月23日から再開します。なお、市民センター等は6月1日からオープンスペース等の利用を除き再開します。

少しずつではありますが、生活環境は日常生活に戻っていきます。しかしながら、油断は禁物です。コロナウイルスの終息への道筋は未だ見えておりません。ワクチン開発などによる終息には数年かかるとも言われています。私たちは、「ウィズ（with）コロナ」の時代に生きていくこととなります。そうした時代に、生活様式を見直し、コロナに負けない新たな日常を創り上げていかなければなりません。引き続き、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ために、市民の皆さまのより一層のご理解をよろしく願います。

学校再開により子どもたちの笑顔が、まちの店舗の再開等によりまちの元気が、少しずつ戻ってくることを期待されます。そのためには、（1）手洗い、消毒の徹底（2）接触を防ぐなどの取り組みの継続などにより、着実に新たな生活様式を守っていかねばなりません。市民の皆さまの更なるご協力をよろしく願います。三田市としてもさまざまな取り組みにより支援してまいります。

令和2年5月22日

三田市長 森 哲男

市立学校園の再開について

兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が5月21日に解除されたことから、以下のとおり1学級が約20人程度の児童生徒となるよう、学級を分ける分散登校を実施し、学校園を再開致します。

1. 市立学校の再開について

(1) 分散登校期間

6月1日(月)～6月12日(金)

※給食、中学校の部活動は実施しない。

(2) 小学校

隔日で午前3時間授業を実施する。

※学校の状況に応じて地域を2つに分け、地域ごとに隔日で実施する。

(3) 中学校

午前及び午後に分散して、3時間授業を実施する。

(4) 今後の予定

- ・6月15日(月)以降の対応については、期間中に決定する。

(5) その他

- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安や心配が強いため欠席する場合、欠席として扱わない。
- ・各小学校で行っている特例登校及び放課後児童クラブと連携した児童の預かりは、分散登校実施期間中においても継続する。
※保護者の就労等により家庭保育が困難な児童の預かりを行う。
※児童クラブの利用料について、4月分同様、5月分以降も自粛要請期間中は出席日数に応じた日割計算とする。

2. 市立幼稚園の再開について

(1) 入園式 6月1日(月) ※3・4歳児のみ登園

(2) 分散登園 6月2日(火)～6月15日(月) 午前保育

- ・大規模園(三田・三輪・広野)は学級を2つに分け隔日登園
- ・小規模園(上記以外)は隔日登園

※分散登園期間中、保護者の就労等により家庭保育が困難な児童に限り保育を行う。

なお、以降の対応については、上記期間中に決定する。

学校教育部 学校教育課(担当:山本)
直通 559-5136 内線6210
子ども・未来部 幼児教育振興課(担当:後田)
直通 559-5232 内線2660
子ども・未来部 健やか育成課(担当:井上)
直通 559-5046 内線2621

緊急事態宣言の解除に伴う市内認可保育所等の対応について

緊急事態宣言が解除されたことを受けて、市内認可保育所等の対応について、下記のとおりとします。

記

1. 認可保育所、認定こども園（2号及び3号児童）、小規模保育施設

※「2号及び3号児童」・・・保育の必要性のある子ども

社会機能維持のために就業を継続することが必要な人、ひとり親家庭で保護者が仕事を休むことが困難な場合等の真にやむを得ない場合に限り受け入れを行っていた特別保育期間を5月23日で終了します。なお、感染症拡大防止の観点から自宅での保育が可能な方には引き続き、登園自粛の要請を継続します。

[対象施設]

認可保育所（市立1、私立8施設）、認定こども園（私立12施設）、小規模保育施設（私立6施設）

[スケジュール]

5月22日（金） 各施設へ特別保育期間終了（5月23日まで）を文書連絡、保護者へ通知

5月25日（月） 自粛要請を継続した保育対応へ移行

[3号児童の保育料]

登園自粛期間中は、登園日数による日割計算を行い、差額を後日還付します。

2. 私立認定こども園の1号児童

※「1号児童」・・・満3歳以上で教育時間（9:00～14:00）利用の子ども

市立学校園に準じた休園要請を解除し、再開を要請します。再開にあたっては、感染症拡大防止対策を講じていただくようあわせて要請します。なお、市立学校園再開日を目途に再開していただくよう要請しますが、具体的な再開日は各園の判断になります。

子ども・未来部子育て応援室
保育振興課（担当：松本）
直通 559-5073 内線 2650

市内公共施設の利用再開について

5月21日に兵庫県が緊急事態宣言対象地域から解除されたことを受け、本市においても非常事態宣言の解除を行い、市内公共施設の利用を段階的に再開してまいります。

なお、今後万一本市や近隣地域において再びクラスター感染（集団感染）が生じた場合などは、対応方針を見直し再度全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

1 施設利用にあたっての共通の遵守依頼事項

施設の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「新しい生活様式」に基づき、3密を徹底的に回避した上で利用者の責任によりご利用いただきます。なお、利用にあたってはチェックリストを作成し、施設管理者への提出を求めするなど、感染予防対策を徹底いたします。

- (1) 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- (2) 手洗い、消毒の徹底、マスクの着用
- (3) 密閉・密集・密接状態の回避（換気、定員の削減、人と人の距離）
- (4) 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- (5) 多数の場合は入場制限

2 施設毎の利用再開など

公共施設については、感染予防対策を整え、段階的に開館や利用制限の緩和を行ってまいります。利用再開時の内容は、次のとおりです。

【市民センター等】

6月1日から（ふれあいと創造の里は6月2日から）

施設名	利用制限等
さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディータウン各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数は定員の1／2以内で最大100人まで ・<u>屋内での運動及び音楽関係での利用は禁止</u> ※<u>オープンスペース等の利用停止</u>

※勤労者体育センター（ふれあいと創造の里）、多目的ホール（高平ふるさと交流センター）は、現時点では未定

【社会教育施設・総合文化センター】 6月1日から

施設名	利用制限等
図書館 (本館、ウッディタウン分館、藍分室)	・着席しての閲覧や学習は不可
淡路風車の丘 ガラス工芸館	
学習施設 (有馬富士学習センター・ふるさと学習館・旧九鬼家住宅資料館・三輪明神窯史跡園)	
野外活動センター	・当面は屋外利用のみ ・家族以外の団体の利用を制限
総合文化センター (郷の音ホール)	・大、小ホールの利用停止 ・1回1時間の連続使用制限 (リハーサル室、練習室のみ)

※心道会館については、現時点では未定

【子育て関連施設】 6月1日から

施設名	利用制限等
【地域子育て支援拠点】 多世代交流館 (6/2 から) 駅前子育て交流ひろば (6/2 から) 地域子育て支援センター (6/1 から) 【児童厚生施設】 池尻児童館 (6/1 から)	・入場制限を実施 ※多世代交流館は、入場制限中の貸館使用は不可

※駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば ⇒ 体育館会議室の利用再開にあわせて再開

※多世代交流館シニア・ユースひろば ⇒ 市民センター等のオープンスペース利用再開にあわせて再開

【公園等スポーツ施設】 屋外施設 5月23日から

施設名	利用制限等
【屋外施設】 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	・更衣室、シャワー室、観覧席は使用不可 ・各種大会やイベントでの使用不可 ・参加者の接触、大きな声を出す、近接での会話など飛沫が飛散する行為は不可 ・施設内での飲食(水分補給除く)は禁止 ・施設利用時以外は、マスクの着用

※屋内施設については、現時点では未定

3 その他施設利用に関する相談

(1) 利用再開まで

①市民センター等、社会教育施設・総合文化センター

⇒ 協働推進課（559-5039）

②子育て関連施設

⇒ すくすく子育て支援課（559-5079）

③公園等スポーツ施設

⇒ 公園みどり課（559-5110）

(2) 利用再開後

各利用施設まで問い合わせさせていただく。

【市民センター等、社会教育施設・総合文化センター】

地域創生部市民協働室協働推進課
(担当:足立)直通 559-5039(内線 2470)

【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課
(担当:横溝)電話 559-5079(内線 2610)

【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課
(担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)

別紙5

千丈寺湖周辺公園の駐車場の閉鎖及びバーベキュー利用禁止の解除について

5月31日までの千丈寺湖周辺公園の駐車場の閉鎖及びバーベキュー利用禁止を解除します。

1 解除日 5月23日(土)

2 駐車場の閉鎖を解除する公園

末西公園	末東公園	尼寺公園
下黒川第2公園	加茂山第1公園	加茂山第2公園
加茂山第3公園	加茂山第4公園	ダムサイド公園
東浦公園	小野公園	下青野公園
有馬富士森林公園		

3 バーベキュー利用禁止を解除する公園

加茂山第1公園	加茂山第2公園	加茂山第3公園
小野公園	下青野公園	

まちの再生部地域整備室
公園みどり課(担当:青野)
直通 559-5110 (内線 2840)

市役所出勤者の分散出勤の解除等について

1 趣旨

緊急事態宣言が解除されたことにより、三田市においても非常事態宣言を5月21日に解除した。非常事態宣言の間、在宅勤務や振替勤務等を運用することで、出勤者を7割減らし、人と人との接触を低減することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制してきたところである。今回解除を受けて、通常出勤体制に戻すこととするが、「新しい生活様式」を踏まえて、引き続き感染予防に努めながら勤務を行うこととする。

【分散出勤の解除】令和2年5月25日（月）～

2 今後の取り組みについて

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた勤務

- ① 在宅勤務や時差出勤を引き続き積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症の感染予防とあわせて、個人のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を実現する。
- ② 会議等の開催にあたっては、マスクを着用し、「3密」を極力避ける観点から広めの会場で人と人とのスペースを十分に空け、換気を行いながら実施すること。

※国の専門家会議で提言された「新しい生活様式」

- テレワークやローテーション勤務 時差出勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン 対面での打ち合わせは換気とマスク

(2) その他の取り組み

- ① 5月末日までの間、市の主催する研修（派遣研修及び講演会等含む。）は引き続き中止する。また、6月以降予定されている研修については、随時実施又は派遣していくが、マスク着用等引き続き感染予防を徹底すること。
- ② 検温などの健康チェックにより、自身の健康管理を徹底すること。

経営管理部行政管理室
人事課（担当：前川）
直通 559-5037 内線 2340